

1) 施設サービス一覧

施設名称	所在地	電話番号
新ひだか町立 特別養護老人ホーム 静寿園 (種別: 特別養護老人ホーム)	〒 056-0004 新ひだか町静内緑町 7 丁目 5 番 1 号	0146-42-3018
新ひだか町立 特別養護老人ホーム 蓬莱荘 (種別: 特別養護老人ホーム)	〒 059-3107 新ひだか町三石旭町 49 番地の 13	0146-33-2214
特別養護老人ホーム おうるの郷 (種別: 特別養護老人ホーム)	〒 059-2251 新冠郡新冠町字共栄318番地19	0146-47-6296
新冠町立 特別養護老人ホーム 恵寿荘 (種別: 特別養護老人ホーム)	〒 059-2402 新冠町字中央町 5 番地の 36	0146-47-2355

(特別養護老人ホーム)

提供サービスの種類	ユニット型介護老人福祉施設サービス
開設者名称	新ひだか町(指定管理:株式会社萌福祉サービス)
事業所名称	新ひだか町立特別養護老人ホーム静寿園
事業所所在地	〒056-0004 新ひだか町静内緑町7丁目5番1号
事業所電話番号	0146-42-3018
FAX番号	0146-45-2367
管理者名	中田 雅徳
窓口担当者名	宮館 由希乃
職員数	100名
定員	120名
開設曜日及び開設時間	8時30分～17時00分
事業所の特徴(PR)	お部屋は全室個室で整備された、ユニットケア型の施設です。 入居者の主体的生活を保護しながら“家庭的ケア”を目指しており、入居者一人一人の個性と生活のリズムを尊重した個別ケアに取り組んでいます。 また、地域交流スペースを利用した毎月の行事など四季折々の行事を計画し提供しております。 入居に関する見学やお問い合わせは、お気軽に相談して下さい。
利用料金	別紙の料金表のとおり
ホームページ	http://moe-fukushi.com/

静寿園 利用料金のめやす

① 介護サービス費用(1割負担)

(単位:円)

区分	単価/日	看護体制 加算Ⅰ(口)	看護体制 加算Ⅱ (口)	日常生活継 続支援加算 2	栄養マネジメン ト加算	夜勤職員配 置加算Ⅱ (口)	小計	利用日数	合計
要介護1	652	4	8	46	11	18	739	31	22,909
要介護2	720	4	8	46	11	18	807	31	25,017
要介護3	793	4	8	46	11	18	880	31	27,280
要介護4	862	4	8	46	11	18	949	31	29,419
要介護5	929	4	8	46	11	18	1,016	31	31,496

② 介護サービス費用(2割負担)

(単位:円)

区分	単価/日	看護体制 加算Ⅰ(口)	看護体制 加算Ⅱ (口)	日常生活継 続支援加算 2	栄養マネジメン ト加算	夜勤職員配 置加算Ⅱ (口)	小計	利用日数	合計
要介護1	1,304	8	16	92	22	36	1,478	31	45,818
要介護2	1,440	8	16	92	22	36	1,614	31	50,034
要介護3	1,586	8	16	92	22	36	1,760	31	54,560
要介護4	1,724	8	16	92	22	36	1,898	31	58,838
要介護5	1,858	8	16	92	22	36	2,032	31	62,992

③ 食費、居住費

(単位:円)

所得段階	食費/日	居住費/日	小計	利用日数	合計
第1段階	300	820	1,120	31	34,720
第2段階	390	820	1,210	31	37,510
第3段階①	650	1,310	1,960	31	60,760
第3段階②	1,360	1,310	2,670	31	82,770
第4段階	1,445	2,006	3,451	31	106,981

* ①介護サービス費(1割負担)又は②介護サービス費(2割負担)と③食費・居住費を足した金額が利用料金となります。

* 対象者のみ療養食加算が加算される場合があります。

* 処遇改善加算Ⅰ(所定単位数×8.3%)/月、特定処遇改善加算Ⅰ(所定単位数×2.7%)/月が利用料金に追加となります。

(例1)「要介護3」で「1割負担」で「第2段階」の方(31日計算)

$$27,280 + 37,510 = \underline{\underline{64,790 \text{ 円}}}$$

(例2)「要介護3」で「2割負担」で「第4段階」の方(31日計算)

$$54,560 + 106,981 = \underline{\underline{161,541 \text{ 円}}}$$

* 介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。

(特別養護老人ホーム)

提供サービスの種類	特別養護老人ホーム
開設者名称	新ひだか町(指定管理:株式会社萌福祉サービス)
事業所名称	新ひだか町立特別養護老人ホーム 蓬萊荘
事業所所在地	〒059-3107 新ひだか町三石旭町49番地の13
事業所電話番号	0146-33-2214
F A X 番 号	0146-33-2360
管 理 者 名	門間 康代 (もんま やすよ)
窓 口 担 当 者 名	河越 翼 (かわこし つばさ)
職 員 数	27名
定 員	50名
お問い合わせ受付時間	月曜日～金曜日(祝日、12月31日～1月5日まで休み) 8時45分～17時30分
事業所の特徴(PR)	<p>蓬萊荘は高台に位置し、前方には日高山脈、眼下には太平洋の海原が一望できる恵まれた景観の中、快適な生活を送ることができます。</p> <p>お部屋は、多床室(2人用・4人用)をご用意しており、緊急通報装置も設置しております。</p> <p>入浴設備は、一般浴にユニットバス、特別浴に車椅子や寝たきりの方が安心して入浴できるよう特殊浴槽を完備しております。</p> <p>お食事は、季節の食材を活かし、利用者の嗜好や健康状態に考慮したメニューを提供します。</p> <p>お問い合わせや見学等は、お気軽にご相談ください。</p>
利 用 料 金	別紙の利用料金のとおり
ホームページ	http://moe-fukushi.com/

《 介護サービス費 》 [多床室] (1割負担の場合)

区分	単価/日	介護体制加算(I)(II)	夜勤職員配置加算	日常生活継続支援加算	栄養マネジメント加算	褥瘡マネジメント加算	化学的介護推進体制加算(I)(II)	介護職員処遇改善加算(I)	介護職員処遇改善加算(II)	小計	利用日数	合計
要介護1	573	19	22	36	11	3	90	19	22	837	31	25,947
要介護2	641	19	22	36	11	3	90	19	22	912	31	28,272
要介護3	712	19	22	36	11	3	90	19	22	991	31	30,721
要介護4	780	19	22	36	11	3	90	19	22	1,067	31	33,077
要介護5	847	19	22	36	11	3	90	19	22	1,141	31	35,371

《 食費・居住費 》 [多床室]

所得段階	食費/日	居住費/日	小計	利用日数	合計
第1段階	300	0	300	31	9,300
第2段階	390	370	760	31	23,560
第3段階①	650	370	1020	31	31,620
第3段階②	1,360	370	1730	31	53,630
第4段階	1445	840	2285	31	70,835

《 その他 》

* 入院及び外泊された場合は1日につき246円を1か月に6日を限度として負担して頂きます。(月をまたぐ場合は最大12日間を限度)

* 新規の入所や入院が30日を超える場合は初期加算1日30円を30日間頂きます。

* 利用者の通院や入院時の送迎を行います。

新ひだか町三石地区外 1キロ当たり 20円

* 利用される方の病状等に応じて、主治医の指示により療養食を提供した場合は、1回につき6円、経口維持管理が必要な方は1か月400円を負担して頂きます。

◎《 介護サービス費 》と《 食費・居住費 》を足した金額が利用料金となります。

例) 要介護3で第2段階の方が利用した場合(31日計算)

$$30,721 \quad + \quad 23,560 \quad = \quad \underline{\underline{54,281 \text{ 円}}}$$

* 介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。

(特別養護老人ホーム)

提供サービスの種類	ユニット型介護老人福祉施設
開設者名称	社会福祉法人ふくろう会
事業所名称	特別養護老人ホームおうるの郷
事業所所在地	〒059-2251 新冠郡新冠町字共栄318番地19
事業所電話番号	0146-47-6296
F A X 番号	0146-45-5296
管理者名	鬼海 将芳
窓口担当者名	児島 嘉子
職員数	常勤20名 非常勤5名
定員	41名
開設曜日及び開設時間	24時間 365日
事業所の特徴 (PR)	<p>居室は、全室個室です。 その方の状態に応じた個別ケアに取り組んでいます。 季節ごとに、皆様に楽しんでいただけるような行事も計画し開催しております。 入所に関するお問い合わせは、随時受付しておりますので、お気軽にご相談ください。</p>
利用料金	別紙、料金表のとおり
ホームページ	http://fukuroukai.org/ouru/

ユニット型 特別養護老人ホームおうるの 料金表

① 介護サービス費用(1割負担) (単位:円)

区分	単価/日	看護体制加算 I(イ)	サービス提供加算 II	夜勤職員配置加算 II(イ)	介護職員処遇改善加算	小計	利用日数	合計
要介護1	652	6	18	27	58	761	31	23,602
要介護2	720	6	18	27	64	835	31	25,885
要介護3	793	6	18	27	70	914	31	28,336
要介護4	862	6	18	27	76	989	31	30,652
要介護5	929	6	18	27	81	1,061	31	32,902

② 介護サービス費用(2割負担) (単位:円)

区分	単価/日	看護体制加算 I(イ)	サービス提供加算 II	夜勤職員配置加算 II(イ)	介護職員処遇改善加算	小計	利用日数	合計
要介護1	1,304	12	36	54	117	1,523	31	47,204
要介護2	1,440	12	36	54	128	1,670	31	51,770
要介護3	1,586	12	36	54	140	1,828	31	56,671
要介護4	1,724	12	36	54	152	1,978	31	61,304
要介護5	1,858	8	36	54	162	2,118	31	65,669

③ 食費、居住費 (単位:円)

所得段階	食費/日	居住費/日	小計	利用日数	合計
第1段階	300	820	1,120	31	34,720
第2段階	390	820	1,210	31	37,510
第3段階①	650	1,310	1,960	31	60,760
第3段階②	1,360	1,310	2,670	31	82,770
第4段階	1,445	2,006	3,451	31	106,981

対象者のみ	初期加算(入所日から30日間のみ)	1日	30
	外泊時費用	1日	246
	療養食加算	1日	6

* ①介護サービス費(1割負担)又は②介護サービス費(2割負担)と③食費・居住費を足した金額が利用料金となります。

(例1)「要介護3」で「1割負担」で「第2段階」の方(31日計算)

$$28,336 + 37,510 = \underline{\underline{65,846 \text{ 円}}}$$

(例2)「要介護3」で「2割負担」で「第4段階」の方(31日計算)

$$56,671 + 106,981 = \underline{\underline{163,652 \text{ 円}}}$$

* 介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。

(特別養護老人ホーム)

提供サービスの種類	特別養護老人ホーム
開設者名称	新冠町
事業所名称	新冠町立特別養護老人ホーム恵寿荘
事業所所在地	〒059-2402 新冠郡新冠町字中央町5番地の36
事業所電話番号	0146-47-2355
F A X 番 号	0146-47-2344
管 理 者 名	所長 竹内 修
窓 口 担 当 者 名	生活相談員 高城 茜
職 員 数	38名
定 員	70名
開設曜日及び開設時間	窓口 月曜日～金曜日(祝日、12月31日～1月5日まで休み) 施設 午前9時から午後9時
事業所の特徴(PR)	居室は、2名及び4名の多床室を完備。緊急通報システム、スプリンクラーも設置されています。 入浴設備は、一般浴と車椅子でも入浴できるリフト浴、寝たきりでも入浴できる特殊浴室を完備しています。 また、町内在宅で入浴困難な方の無料入浴サービスを行っています。(利用時間、曜日に限定あり。)
利 用 料 金	別紙のとおり。
ホームページ	

恵寿荘 利用料金のめやす

【多床室】

① 介護サービス費用

区分	単価／日	サービス提供体制強化加算	看護体制加算	夜勤職員配置加算	小計	利用日数	合計
要介護1	573	18	4	16	611	31	18,941
要介護2	641	18	4	16	679	31	21,049
要介護3	712	18	4	16	750	31	23,250
要介護4	780	18	4	16	818	31	25,358
要介護5	847	18	4	16	885	31	27,435

② 食費、居住費

所得段階	食費／日	居住費／日	小計	利用日数	合計
第1段階	300	0	300	31	9,300
第2段階	390	370	760	31	23,560
第3段階	650	370	1,020	31	31,620
第4段階	1,392	855	2,247	31	69,657

【その他】

* 入院及び帰省等により施設外にて外泊される場合は外出加算として1日246円を1か月に6日を限度として負担して頂きます。(1回の入院及び帰省等に月をまたがった場合においては最高12日間が限度となります。)

* 新たに入所された日から30日間及び30日を超える入院をされた場合において、退院後 30日間については、様々な支援が必要となることから初期加算として1日30円を負担して頂きます。

* 利用者の送迎に係る費用

利用者の通院や入院時の送迎サービスを行います。

町外(町内走行分は除く) 1キロ当り 20円

* 貴重品管理サービスとして1か月当り1,000円

* 日常生活品の購入代金として1日当り70円

※ ① と ② を足した金額が利用料金となります。

例) 要介護3で第2段階の方が利用した場合(31日計算)

$$23,250 + 23,560 = \underline{\underline{46,810 \text{ 円}}}$$

* 介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。